

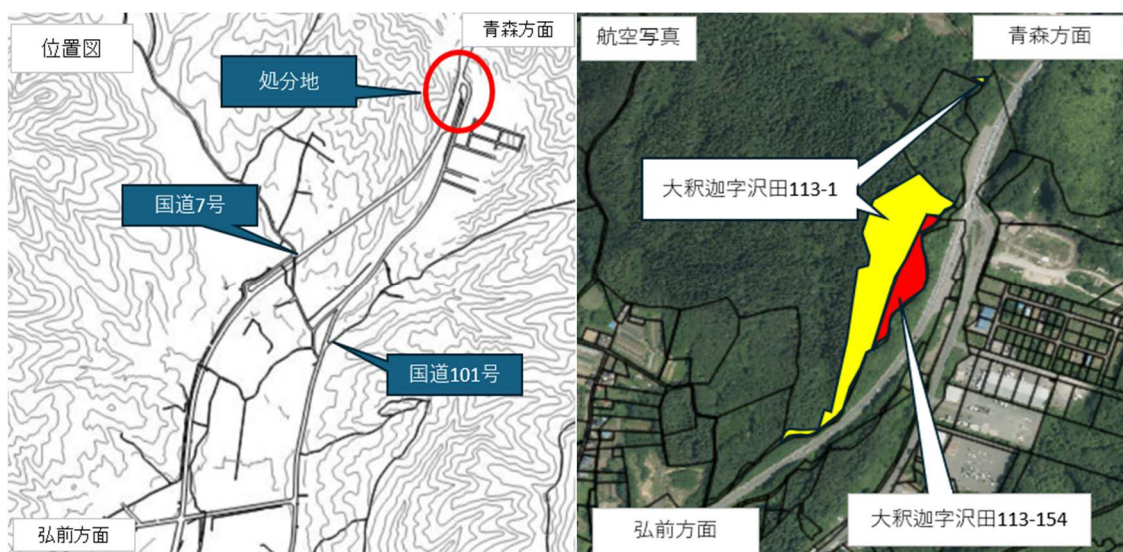
財産の処分について（大釈迦山林）

1 処分の目的

本市が所有する山林について、一般国道7号鶴ヶ坂防災事業用地として令和8年5月に国土交通省から売払いの申請があったことから、処分することとしたもの。

2 処分する財産の概要

財産の種類	所在及び地番	地 目	地 積(㎡)
土 地	青森市浪岡大字大釈迦字沢田 113 番 1 の一部	山 林	16, 256. 51
	青森市浪岡大字大釈迦字沢田 113 番 154		5, 167. 18
合 計			21, 423. 69



3 契約の概要

- ・ 相 手 方 国土交通省 東北地方整備局
青森河川国道事務所長 岡本 由仁
- ・ 処 分 価 格 27,528,425円
- ・ 覚書締結日 令和8年7月30日